

(旧) 国語学会評議員改選規則

1975年8月22日 制定

1978年5月28日 改訂

1999年5月30日 改訂

2000年5月28日 改訂

第1条 この規則は、会則第14条2-c及び第15条の規定に基づき、第2回以降の評議員の選任に関して、選挙管理方式、候補者の確定方式、会員による投票及びその処理の方式について定める。

(選挙管理及び選挙管理委員会)

第2条 1 評議員の選任に関する選挙管理は、選挙管理委員会が行う。
2 選挙管理委員会は、評議員の改選が行われる度ごとに設ける。
3 選挙管理委員会は、選挙管理委員5人で構成する。
4 選挙管理委員は、任期の満了しない評議員の中から、評議員会で選出する。
5 選挙管理委員は、互選によって選挙管理委員長を選ぶ。
6 選挙管理委員会の任務は、評議員候補者の確定、会員の投票に関する有権者の認定、投票期日の決定、投票用紙の作成、郵送及び開票、並びに結果の報告とする。

(候補者)

第3条 1 会員の投票は、選挙管理委員会の確定した候補者について行うものとする。
2 候補者の数は原則として50人とし、改選の時期に任期の満了する評議員(以下「満期評議員」という。)を含めるものとする。

第4条 候補者の資格は、会則第14条に定める評議員に選任される資格条件を適用する。

第5条 選挙管理委員会は、次の手続きによって、評議員候補者を確定する。

- 1 a 『国語学』誌上での公告又はその他の方法により、評議員及び評議員以外の会員に、候補者の推薦を求める。
b 評議員が推薦する候補者は、各人それぞれ5人以内とする。
c 評議員以外の会員が推薦するときは、候補者の氏名及びその所属機関又はその職務を記載し、候補者以外の推薦人1人が署名した書面によるものとする。ただし、推薦する候補者は各人それぞれ5人以内とする。
- 2 推薦された者につき資格を審査し、その有資格者と満期評議員のうちの有資格者とが、合わせて第3条2に定める候補者数を超えない場合は、これをすべて

評議員候補者とする。

- 3 a もし、上記の有資格者の数が合わせて第3条2に定める候補者数を超える場合は、満期評議員以外の有資格者につき、各評議員に、無記名、25人連記の投票を求め、上位得票者から満期評議員の有資格者に加えて50人までを、評議員候補者として決定する。
- b 得票同数で順位のきめがたい場合は、抽選による。

(有権者)

第6条 会員による投票に際して投票権を有する者は、次の通りとする。

- 1 名誉会員。
- 2 名誉会員以外の会員で、投票の行われる年の3月31日までに、それまでの2年分の会費を完納している者。ただし個人名会員であって、国内在住者であること。

(投票及び開票)

第7条 会員による投票及び結果の処理は、次の手続きによる。

- 1 選挙管理委員会は、第5条の規定によって確定した全候補者の氏名を五十音順に配列し、所属機関又は職務を注記した投票用紙を作成し、返送の期日を明示して、会員に郵送する。
- 2 会員は、投票用紙の候補者のうち、適当と考える者25人以内に指定された記号をつけ、投票用紙には無記名で、選挙管理委員会あてに郵送する。
- 3 開票は、選挙管理委員会の席上で、投票者の資格確認の上行う。
- 4 a 上位得票者から25人を当選者とする。
b 得票同数で順位のきめがたい場合は、抽選による。
- 5 満期評議員以外の評議員に欠員のある場合は、次点者を順に繰り上げて、補欠の評議員とする。

(選任の通告及び公告)

第8条 選挙管理委員会は、当選の確定した全評議員に対して、選任されたことを通告し、また、『国語学』誌上に、選任された評議員の氏名を公告する。

(選挙管理委員会の運営)

第9条 第2条6定める選挙管理委員会の任務の範囲で、この評議員改選規則に定める以外に必要な事項は、選挙管理委員会が定めるものとする。

付則 この規則は、2000年5月28日から施行する。